タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	三和交通株式会社（法人番号６４３０００１００６２７８３） 代表者山澤巖雄	北海道札幌市北区新琴似４条１６丁目５番２２号	本社営業所	北海道札幌市北区新琴似４条１６丁目５番６号	R5.1.16	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他１件	令和４年９月２２日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）	０	０
2	協和交通株式会社（法人番号９４３０００１００４７２５） 代表者高山尚也	北海道札幌市白石区米里５条２丁目２－３０	本社営業所	北海道札幌市白石区米里５条２丁目２－３０	R5.1.30	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項　他７件	令和４年１０月２０日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。８件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（２）事故の記録事項義務違反（運輸規則第２６条の２）、（３）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（７）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（８）書類の適切管理義務違反（運輸規則第６９条）	１	１
	以下余白									